

件名	愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例
主管課	建築住宅課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>指定管理者導入に伴う改正</p> <p>1 指定管理者による管理 県営住宅の管理は、指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 指定管理者の業務 (1) 入居者の募集に関すること。 (2) 県営住宅の入居及び明渡しの手続に関すること。 (3) 家賃、敷金及び駐車場使用料の収納に関すること。 (4) 県営住宅及び共同施設の維持管理に関すること。 (5) その他知事が定める業務 指定管理者の業務は、入居者の決定、家賃の決定・減免、など公権力の行使に係る事務を除く事実行為</p> <p>3 指定管理者の指定 (1) 申請手続 申請手続を事前に公表 申請書に管理計画書等の書類を添えて、指定期日までに知事に提出 議会の議決を経て指定 (2) 選考基準 県営住宅の管理を適正かつ確実に行うことができる団体 県営住宅の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができる団体 (3) 公示 指定管理者の指定、取消し又は管理業務の停止を命じたときは、名称、住所その他の知事が定める事項を公示 (4)の届出があったときは、その旨を公示 (4) 届出 指定管理者は名称、住所その他知事が定める事項を変更するときは事前に届出</p> <p>4 指定管理者の管理の基準 (1) 法その他の関係法令並びにこの条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。 (2) 入居者に対して適切なサービスの提供を行うこと。 (3) 県営住宅及び共同施設の維持管理を適切に行うこと。</p> <p>5 指定管理者の原状回復義務等 (1) 指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、知事の承認を得たときを除き、県営住宅を原状に回復しなければならない。 (2) 知事は、指定管理者が故意・過失により県営住宅を損傷し又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。</p>	
施行日	平成 22 年 4 月 1 日（3 は、公布の日）
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 県営住宅数 50団地 5,121戸</p> <p>2 指定予定 中予地方局管内 21団地 約3,700戸</p> <p>3 他県の状況 36都道府県が指定管理者制度を規定</p>	